

概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。

①戸籍謄本等不正入手・部落地名総鑑差別事件

この事件が発覚した発端は、二〇〇四年一二月、兵庫県加古川市在住のAさんから兵庫県連への相談である。Aさんは当時、B興信所との裁判係争中、B興信所が裁判所に提出した資料のなかに、Y行政書士から入手した職務上請求用紙を不正使用し戸籍謄本等を入手していること、興信所間で「部落地名総鑑」のやりとりがおこなわれていることが記されているとの報告があった。調査の結果、神戸市在住のY行政書士が大阪府内、兵庫県内の六つの興信所・探偵社からの依頼を受け、二〇〇一年から二〇〇四年四月までの約三年間でおよそ八〇〇枚の職務上請求書を使って戸籍等を不正取得、一通三千円で取引していたことが判明した。

また、AさんはB興信所が自分の戸籍謄本を持っていることに不審を抱き、その入手者の情報開示を求めたところ、大阪のT行政書士の名前で請求されていることをつきとめ、そこからT行政書士の一八六〇枚に及ぶ職務上請求用紙不正入手の事実も判明してきたのである。

さらに、これらの事件の糾明活動から、宝塚市のK行政書士が無断で戸籍謄本を請求して縁談を壊した、として、京都府の女性から損害賠償を起こされていることも判明、その後の調べで、K行政書士は事務所補助者の求めに応じて職務外で職務上請求用紙を購入し、住民票等の不正請求に使用していたことも明らかになってきている。

この事件を重視した解放同盟は組織を挙げて取り組み、その結果、名古屋市のY行政書士が職務上請求用紙を不正使用し戸籍謄本等を不正入手していたこと、東京都台東区においてもI行政書士が調査会社からの依頼で戸籍謄本や住民票を不正に取得していたこと、が解明されてきた。

さらに二〇〇六年二月には、名古屋市の大手興信所社長ならびに社員が区役所に偽りの委任状を提出して他人の戸籍謄本を不正取得した罪で、愛知県警によって逮捕されている。調べでは、逮捕された社長らは一九九〇年頃から結婚相談や素行調査の依頼のたびに、所有する市販の印鑑約一五〇〇個などを利用して委任状を偽造、「財産分与」名目で全国の自治体から戸籍謄本等を不正取得していたという。逮捕されるまでの間に不正入手した戸籍謄本や住民票の写しは数千件にのぼり、「わずか数百円の手数料で数十万円の調査費が得られるうまみのある仕事だった」と供述している。

戸籍謄本等不正入手については、実は一九八五年にも同様の事件が発生・発覚している。当時の特徴はニセ弁護士やニセ司法書士、ニセ税理士が中心の事件だったが、今回の事件は戸籍法施行規則第一条に明記された「職務上請求が認められている」有資格者によるもので、「部落地名総鑑」も活用されており、さらに巧妙・悪質化しているといえる。依頼者や調査業者の役割や売買の実態から、一九八五年当時と

差別身元調査の構図は何ら変わっておらず、今日なおこれらの差別事件を支えている社会システムが存在しているといえる。しかしながら一方で、個人情報保護法や探偵業法が制定され、最近では戸籍法改正のための作業も進められてきている。差別につながる身元調査お断り運動の高揚など、差別の現実を直視した運動の構築が今後ますます重要となってきた。

これらの「戸籍謄本等不正入手事件」について、調査を進めていた大阪府連が二〇〇五年一二月から二〇〇六年一月にかけて、大阪市内の興信所から三冊の「部落地名総鑑」を回収した。

そのうちの一冊はこれまでに確認されてきた八種類のうちのいわゆる「第八番目」に回収された「部落地名総鑑」のコピーだったが、残りの二冊は新しいもので「第九」「第一〇」のものとして確認されている。

新しく確認されたうちのひとつは手書きのもので、A4判、三三二頁に及んでおり、全国の部落の地名・戸数・人口などが記載されている。とくに大阪府、京都府、兵庫県、奈良県については、これらに加えて「所在地及び環境」として、各部落ごとに最寄の駅からの道順・部落の範囲・周辺の雰囲気・家並みの様子が詳細に書かれており、部落内のおもな姓なども書かれている。

もうひとつはゴムで綴られたA4判・一八六頁のファイルで、都道府県別に部落の地名がタイプ打ちされたものである。「所在地」「戸数」が一覧になっており、地名の横に手書きのメモが加えられていたり、タイプミスと思われる箇所が手書きで修正されていたりすることから、実際の調査に使用されていたことが伝わってくるものであった。

この事件に対して、大阪府連の北口末広書記長は、「発覚から三〇年が経過した今も『部落地名総鑑』が残っているのは、結婚などの身元調査を依頼する個人があとをたたず、根強い差別意識があるあらわれである。解放同盟は真相の糾明に全力をあげるとともに、こうした状況が事実上放置されている部落差別の現実を世に問う運動を展開していきたい」と述べている。

なお、「部落地名総鑑」差別事件については、部落解放・人権研究所の友永健三所長が『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』（解放出版社、二〇〇六年）で詳しく解説しているのでは是非参照されたい。